

平成22年第1回定例会

生活文化環境森林常任委員会

説明資料

【議案補充説明】

1. 議案第27号「三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案」について・・・1

【請願説明】

2. 県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の存続を求める請願の処理経過について・・・3

【所管事項説明】

3. RDF焼却・発電事業について・・・6
4. 公的関与による廃棄物処理施設（新小山処分場）の整備について・・・11
5. 三重県環境保全事業団の廃棄物処理センター事業について・・・13
6. 四日市市大矢知・平津事案について・・・15
7. 三菱化学(株)の測定データについて・・・18
8. 三重県地球温暖化防止活動推進センターの指定について・・・20
9. 浄化槽法に係る指定検査機関について・・・22
10. 包括外部監査結果に対する対応・・・24
11. 審議会等の審議状況・・・35

平成22年3月12日

環境森林部

1. 議案第27号「三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案」について

1 経緯

改正土壌汚染対策法が平成21年4月24日に公布され、平成22年4月1日までに施行されることにともない、三重県生活環境の保全に関する条例の土壌及び地下水汚染に関する規制について、整合をとるため条例を改正します。

2 改正の主な内容

土壌汚染対策法の改正にともなう、三重県生活環境の保全に関する条例の条項替えをするとともに、三重県生活環境の保全に関する条例において土壌汚染対策専門委員の意見を聴く項目に、土壌汚染対策法で新たに規定された汚染土壌処理業の許可における処理施設の構造及び処理能力を追加します。

【参考】土壌汚染対策法の改正の概要

- 1 一定の規模（3,000 m²）以上の土地の形質変更する際に届出の義務化
- 2 汚染区域の分類化（旧指定区域からの変更）
 - ① 対策が必要な区域・・・・・・・・・・要措置区域
（原則土地の形質変更の禁止）
 - ② 適切な管理が必要な区域・・・・・・・・・・形質変更時要届出区域
（土地の形質変更時に届出が必要）
- 3 自主的な調査結果による区域指定の申請（新）
- 4 汚染土壌処理業の許可制度の新設（現行では処理施設を県が認定）
- 5 指定調査機関の指定基準の強化及び指定期間の更新制度の新設

○三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(適用除外)</p> <p>第七十二条の五 第七十二条の二から前条までの規定は、次に掲げる土地については、適用しない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 土壤汚染対策法第六条第一項の規定により指定された土地</p> <p>(土壤汚染対策に係る意見の聴取)</p> <p>第七十二条の六 知事は、次に掲げる事項に關し必要があると認めるときは、あらかじめ土壤汚染対策に關し専門的知識を有する者(次項及び次条において「土壤汚染対策専門委員」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>一 土壤汚染対策法第五条第一項の規定に基づく命令に關すること。</p> <p>二 土壤汚染対策法第六条第四項の規定に基づく指定の解除に關すること。</p> <p>三 土壤汚染対策法第七条第五項の規定に基づく指示措置に關すること。</p> <p>四 土壤汚染対策法第二十二條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可及び同法第二十三條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の変更許可に係る施設の構造及び処理能力に關すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第七十二条の五 第七十二条の二から前条までの規定は、次に掲げる土地については、適用しない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 土壤汚染対策法第五条第一項の規定により指定された土地</p> <p>(土壤汚染対策に係る意見の聴取)</p> <p>第七十二条の六 知事は、次に掲げる事項に關し必要があると認めるときは、あらかじめ土壤汚染対策に關し専門的知識を有する者(次項及び次条において「土壤汚染対策専門委員」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>一 土壤汚染対策法第四条第一項の規定に基づく命令に關すること。</p> <p>二 土壤汚染対策法第五条第四項の規定に基づく指定の解除に關すること。</p> <p>三 土壤汚染対策法第七条第三項において準用する同法第四条第二項の規定に基づく汚染の除去等の措置に關すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

2. 県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の存続を求める 請願の処理経過について

採択された 定例会の別	受理 番号	件 名	処理の経過及び結果
平成 20 年 第 2 回定例会	請 願 第 4 2 号	<p>県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の存続を求めることについて</p> <p>全国的には、国産材の優位性が認められつつあり、確実に国内産の材木の需要は増加傾向にありますが、三重県においては未だ生産量が増加していない状況にあります。</p> <p>このような中、三重県においては、県産材の認証制度の創設やそれに伴う住宅建設補助金など、全国に先駆けて先進的な取り組みをいただき、県産材の需要が県内生産に占める割合も増加してきました。</p> <p>この住宅建設補助の事業は、消費者である県民ニーズが高く、申し込みも予定戸数を上回る状況となっており、県内の住宅建設に関わる事業者は、県産材の振興と消費者ニーズを踏まえ、県産材の使用に対応するよう体制整備を行っているところであります。</p> <p>また、この事業は、低迷する三重県の製材業者や地域の工務店にとっても重要なものとなっており、もし事業が廃止されれば、ようやく認知されつつある県産材の優位性や森林環境の保全の意義を消費者である県民に周知することが困難になります。</p> <p>つきましては、この県産材の利用促進を図ることを目的とした個別住宅へ直接補助する現住宅建設補助制度を存続していただきますように請願いたします。</p>	<p>「三重の木」認証制度は、県産材の利用拡大の牽引役として創設しました。この「三重の木」認証制度と住宅建築補助金制度が相まって、「三重の木」の出荷量が増加するなど一定の成果が得られました。</p> <p>平成 21 年度は「三重の木」の利用に対する支援方法を見直し、さらなる「三重の木」の利用拡大に取り組んでいます。</p> <p>(平成 21 年度の取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「三重の木」認証事業者が行う利用拡大の取組への支援 ② 県内金融機関へ働きかけを行い「三重の木」を使用した住宅ローンの金利引下げの実現 ③ 認証基準に合板を追加するなど「三重の木」認証制度の拡充 ④ ふるさと雇用再生特別基金を活用した「三重の木」利用推進体制の強化 ⑤ 認証製材工場等の生産施設整備への支援 ⑥ 木材を利用する意義が見える化する木材 CO2 固定量認証制度の創設 <p>(今後の三重の木の対策)</p> <p>平成 22 年度は、平成 21 年度の取組に加え、関東方面への販路の拡大や木製トレイの実用化開発などの新たな木製品の開発を行うとともに、木材 CO2 固定量認証制度の普及や金融機関との連携を強化することなどによって、「三重の木」の利用拡大を図っていきます。</p>

県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の存続を求める 請願の処理経過について

【「三重の木」の位置づけ】

森林の再生・林業の振興策については、第二次戦略計画において、重点事業、森林再生「三重の森林づくり」により、森林の役割を發揮させる間伐の促進や「三重の木」の利用拡大に向けて取組を進めてきています。

【「三重の木」認証制度の実績】

(H22.3.2 現在)

事 項	H17	H18	H19	H20	H21 (見込み)	H22 (目標)
認証事業者数	529	486	559	614	597	—
工務店数	333	292	351	400	410	—
建築士数	67	73	85	94	98	—
製材所数	129	121	123	120	89	—
「三重の木」 出荷量	4,290m ³	5,137m ³	8,416m ³	8,740m ³	(6,000 m ³)	(10,000 m ³)
「三重の木」 住宅建築補助 金交付件数	198 戸	300 戸	397 戸	300 戸	—	—
新設住宅着工 戸数	15,831 戸	20,009 戸	17,128 戸	18,016 戸	11,420 戸	—

【平成21年度の取組】

- ① 「三重の木」認証事業者が行う利用拡大の取組事例
 - ・木造住宅の構造見学会・完成見学会の開催
 - ・木造建築についての意見交換会や講演会の開催
 - ・新聞広告などでのPR
- ② 「三重の木」の使用による住宅ローンの金利引下げと広報
 - ・県内22金融機関において、一定量の「三重の木」認証材を使って住宅を建てる方を対象に、住宅ローンにおける金利引下げを設定
 - ・各金融機関の金利引下げについて、新聞広告などによるPRを実施
- ③ 「三重の木」認証制度の拡充
 - ・「三重の木」認証材原木供給産地の認証
 - ・「三重の木」の規格基準に「合板」を追加

- ④ ふるさと雇用再生特別基金を活用した「三重の木」利用推進体制の強化
 - ・「三重の木」の利用拡大を図るため、「三重の木アドバイザー」を雇用し、消費者等へのアンケート調査やその分析を行い、建築事業者・建築士への分析結果の提供、工務店等への「三重の木」利用の働きかけを実施
 - ・大規模小売店舗やコンビニチェーンなど、民間商業施設へ「三重の木」利用についての働きかけを実施

- ⑤ 認証製材工場等における生産施設整備等への支援
 - ・森林整備加速化・林業再生基金事業における、認証製材工場等の木材乾燥機の整備やJAS資格の取得に対し支援を実施

- ⑥ 木材 CO2 固定量認証制度の創設
 - ・住宅や店舗、事業所等に県産材を使用した場合に、その材に固定されている CO2 量を認証し、木材利用にかかる環境貢献度の「見える化」を実施

- ⑦ 民間大規模商業施設等を活用した県産材利用拡大の広報
 - ・民間大規模商業施設等の木質化を支援するとともに、その施設を利用した県産材利用拡大の広報を実施

【平成22年度の新たな取組】

- ① 関東方面への販路拡大
 - ・関東地域での「三重の木」セミナー等の開催や事業者等が協働して行う住宅展示会への出展を支援します。

- ② 木製トレイの実用化開発
 - ・「三重の木」の製材端材等の高付加価値化と実用化を目指した商品の開発を行います。

- ③ 木材 CO2 固定量認証制度の普及
 - ・環境貢献による木材利用の拡大を図るため、県のホームページでの情報発信やPR 広告の掲載等により木材 CO2 固定量認証制度の普及・広報を行います。

3. RDF焼却・発電事業について

1 平成22年度以降の運営体制について

平成22年度以降のRDF焼却・発電事業の運営については、一般会計からの支出など課題を整理することを前提に、企業庁が地方公営企業法の任意適用事業として実施する方向で関係部局において検討を進めてきました。

一方、水力発電事業の譲渡については、中部電力㈱と企業庁が協議を進めてきましたが、譲渡目標時期について、3年から4年程度延伸する方向で協議を進めることになったことから、平成22年度以降、中部電力㈱と新たに10年間の「電力受給に関する基本契約」を締結されたところです。

このため、水力発電事業は、引き続き法定事業として実施することになりますので、RDF焼却・発電事業についても、これまでと同様、企業庁が水力発電事業の附帯事業として運営することになりました。

2 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方について

RDF運営協議会に「あり方検討作業部会」を設置し、事業を継続する場合の諸課題について検討を行い、一定の方向性を得るよう市町と協議を進めています。

平成22年2月17日に第7回あり方検討作業部会を開催し、市町意向調査の結果等を踏まえ協議を行い、平成29年度以降、事業を継続する際の課題^(※参考3)13項目中の①②③について、以下のとおり市町の意向をとりまとめ、今後、理事会で確認を行うこととしました。

引き続き、事業主体や費用負担等の残り10項目については、あり方検討作業部会において協議を行い、概ね平成22年度末を目途に、事業のあり方について合意が得られるよう市町と県が協力して取り組むこととします。

1 平成29年度以降の参画市町について

平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。

2 平成29年度以降の継続期間について

各製造団体においては、地元との協定などそれぞれの地域の状況から、4年程度の継続を考えている団体や10年以上の継続を考えている団体がある。

このことから、各団体の意向を踏まえ、平成29年度以降の継続期間については、早急に結論を出すように努める。

3 継続期間中の離脱ルールについて

上記1及び2の意向を踏まえ、新たな枠組みでの離脱のルールについて、引き続き検討を行うこととする。

3 RDF焼却・発電施設用地の取得について

RDF焼却・発電施設用地については、県と桑名広域清掃事業組合（以下「桑名広域」という。）との間で締結している「RDF化構想に関する確認書（平成9年3月26日）」に基づき、桑名広域から斡旋を受け、県が有償で取得することとなっています。

なお、桑名広域は、RDF用地を含む地域が公図混乱地域であることから、土地区画整理法に基づき、事業用地の確保を図ることとしていました。

県は、RDF焼却・発電施設整備事業の最終年度である平成14年度当初予算において、予算計上を行いました。一部地権者による土地の明け渡しを求める訴訟が桑名広域に対し提起されたこと等により、土地取得の目処が立たなかったことから、当該年度最終補正予算において取り下げを行いました。

平成21年12月15日、土地区画整理法に基づく「桑名市多度力尾土地区画整理組合」の設立認可を受け、同年12月23日に同土地区画整理組合の設立総会が行われ、現在、同土地区画整理組合が仮換地指定に向け、全地権者に対し工事着手同意の取得や面積確定、砂防法等の各種法手続きが進められています。

今後、用地の取得時期や価格について、土地区画整理事業の進捗状況を見極めながら、桑名広域清掃事業組合と引き続き調整を行います。

【経過】

平成21年12月15日 「桑名市多度力尾土地区画整理組合」設立認可（公告）

平成21年12月23日 「桑名市多度力尾土地区画整理組合」設立総会

平成22年2月5日 「桑名市多度力尾土地区画整理組合」理事就任届出（公告）

【今後の予定】

本体工事着手を経て仮換地指定

(参考)

1 R D F 運営協議会「あり方検討作業部会」の開催状況

- 第1回あり方検討作業部会（平成20年12月25日）
 - ・部会構成の決定
 - ・R D F 焼却・発電所の視察
 - ・検討課題等に対する意見交換
- 第2回あり方検討作業部会（平成21年3月27日）
 - ・R D F 焼却・発電施設維持管理費等調査業務委託の概要説明
 - ・平成29年度以降R D F 焼却・発電事業を継続する際の課題整理
- 第3回あり方検討作業部会（平成21年7月23日）
 - ・焼却・発電施設の維持管理費の現状の説明
 - ・作業部会の今後の進め方
- 第4回あり方検討作業部会（平成21年11月26日）
 - ・R D F 焼却・発電施設維持管理費等調査結果の概要説明
 - ・他処理方式の施設建設費用及びR D F 運賃コストの説明
- 第5回あり方検討作業部会（平成21年12月25日）
 - ・R D F 焼却・発電施設維持管理費等調査委託報告書の精査
 - ・市町意向調査（アンケート）について
- 第6回あり方検討作業部会（平成22年1月28日）
 - ・R D F 焼却・発電施設維持管理費等調査委託報告書の検討
 - ・市町意向調査の結果について
- 第7回あり方検討作業部会（平成22年2月17日）
 - ・市町意向調査の取りまとめについて
 - ・R D F 焼却・発電事業を継続する際の課題検討について

2 三重県RDF運営協議会「あり方検討作業部会」意向調査結果

団体名	意向	継続期間
桑名広域 清掃事業 組合	継続したい	10年以上延長希望
	理由：施設の長寿命化は、新たな施設を更新する場合と比較して、建設及び維持に係る総コストの低減をはかることができると考えため。	
伊賀市	継続したい	4年程度延長希望
	理由：協定による施設稼働の期限が平成33年3月31日であるため。	
香肌奥伊 勢資源化 広域連合	継続したい	4年程度延長希望
	<p>理由：当広域連合は、県のRDF化構想に基づいたRDF施設を整備するため、平成13年度から平成32年度の20年間の計画で建設地区の同意を得てRDF施設を整備し、現在に至っている状況である。</p> <p>その当時、県からはRDF発電所の事業が15年間のモデル事業であることの説明もなくRDF事業が進んできた中、突然、平成19年度において平成29年度以降は県においてRDF焼却・発電事業は行わないとの提案があった。</p> <p>この状況において当広域連合としては、県の提案する平成29年度以降のRDF事業への参加・継続という考え方とは違い、建設地区との協定による20年間の使用期限となる平成32年度までは当広域連合のRDF事業計画となっている。</p> <p>このため、三重県下のRDF製造団体が存続する限りは、県において責任を持ってRDF焼却・発電事業を実施する義務があるものと考ええる。</p>	
志摩市	継続する考 えはない	
	理由：平成26年4月以降、鳥羽志勢広域連合により建設される新施設にて処理する予定である。また、それまでに財政上の諸課題に対処するためと行政改革の一環として、他の施設に統廃合し、RDF施設を閉鎖するため準備中である。	
紀北町	継続したい	
	理由：ごみ処理については、現在当町ではRDF処理施設以外の処理方法がないため、当面の間、三重県が主体となって運営していただきたい。	
南牟婁 清掃施設 組合	継続したい	10年程度延長希望
	<p>ただし、29年度以降も県が事業主体となることが条件</p> <p>理由：1. 29年度に建設費の起債償還が終了するが、すぐに新しい施設を建設することは難しい。</p> <p>2. RDF化施設建設費に高額を投じているので、できる限り延命化させたい。</p>	

3 29年度以降RDF焼却・発電事業を継続する際の課題について

(1) 事業計画期間について

- ① 事業計画期間を何年程度延長するのか。

(2) RDF量について

- ② 29年度以降の各市町のごみ処理状況がどのようになるか。RDF化を継続する市町がどれくらいあるか。
- ③ RDF化施設（もしくは構成市町）が事業期間途中で離脱する場合のルールを決めておく方が良いのではないか。

(3) 施設等について

- ④ 焼却・発電施設が法定耐用年数を迎えるため、更に継続するための追加投資をどうするか。（また、その改修期間中のRDF処理をどうするか。）
- ⑤ RDF焼却・発電施設の延長期間中の所有権及び終了した場合の撤去費用をどうするか。
- ⑥ 改修期間中（または29年度以降）のRDFの受入先をどのように確保するのか。

(4) 維持管理について

- ⑦ 富士電機システムズ(株)との現行の委託契約は、29年3月末までとなっているため、その後の管理委託について、どのような体制をとるか。
- ⑧ 29年度以降の維持管理費は、現行と同程度の金額で契約ができるか。どのようなRDF処理委託料の設定ルールとするか。
- ⑨ 市町による適切な経費のチェック方策をどのようにとるか。
- ⑩ RDFの運搬コストの低減方法がないか。
- ⑪ 行政直営での事業実施が可能か。

(5) 事業全般について

- ⑫ 県と市町の役割分担をどのようにするのか。
- ⑬ RDF処理とその他の処理との経費比較が必要ではないか。

(注) ⑥、⑨～⑬の6項目は、平成21年3月27日「第2回あり方検討作業部会」により追加されたものです。

4. 公的関与による廃棄物処理施設（新小山処分場）の整備について

1 経緯

(1) (財)三重県環境保全事業団（以下「事業団」という。）では、新小山処分場の整備にあたり、国の「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業補助金」制度を活用することとし、平成21年12月17日に県及び国の補助金の交付申請を行いました。その後、県において同月21日に交付決定するとともに、国からは平成22年2月24日に交付決定がなされました。

(2) 事業用地については、事業団が地権者等と用地買収交渉を進めており、民有地については、平成22年2月末現在、約99%（面積ベース）の土地が売買契約済みであり、また、四日市市有地については、事業団からの払下げ申請に基づき、四日市市議会（平成22年3月定例会）で議決された後、売買契約が締結される見込みです。

2 実施設計に伴う事業費の見直し（減額）

事業団では建設工事発注に向けて実施設計を行った結果、事業費が当初計画の約142億円（うち施設整備費 約106億円）から約119億円（同 約85億円）に減額となりました。

それに伴い、国及び県の補助金についても、事業期間（平成21～25年度）中の総額が、当初計画の約24億4千5百万円から約18億6千3百万円に減額となる見込みです。

平成21年度の県補助金については、事業費の見直しのほか、用地確保の手続きに時間を要し年度内の施設整備率が下がったことから、当初計画の約5千3百万円から約3百万円への減額となりました。

3 処分場建設工事の入札

新小山処分場建設工事（本体工事）については、事業団が平成22年1月25日に総合評価方式による一般競争入札を実施し、平成22年2月2日、鹿島・石原化工・アイトム特定建設工事共同企業体の落札（落札額 4,810,000,000円、消費税抜き）が決定しました。

なお、事業団では、本体以外（浸出水処理施設、付帯施設）の処分場建設工事について、入札の準備を進めているところです。

4 今後の対応

新小山処分場の整備については、事業が円滑に進むよう、引き続き事業団を指導してまいります。

【新小山処分場の整備スケジュール】

- ・平成22年3月 建設工事着手
- ・平成24年度内 埋立処分一部供用開始
- ・平成25年度末 建設工事完了

資料 年度別補助金の見込み

(単位：百万円 消費税を除く)

年 度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合 計
当初 計画	施設整備費	211	2,665	4,916	440	2,407	10,639
	県補助金	53	670	1,007	111	605	2,445
	国補助金	53	670	1,007	111	605	2,445
	補助対象施設整備率	2%	27%	41%	5%	25%	100%
22年 3月 現在	施設整備費	13	1,081	2,927	3,224	1,247	8,492
	県補助金	3	254	654	651	301	1,863
	国補助金	3	254	654	651	301	1,863
	補助対象施設整備率	0.2%	13.6%	35.1%	34.9%	16.2%	100.0%

※1 施設整備費には、建設工事費のほか、施工監理費が含まれます。

※2 平成22年度の県補助金については、同当初予算において670百万円で予算要求しており、事業費確定（入札完了）後に補正対応の予定です。

5. 三重県環境保全事業団の廃棄物処理センター事業（溶融処理事業） について

1 経緯

- (1) 事業団が廃棄物処理センター事業として、県内市町の焼却残さや企業の産業廃棄物を対象として実施している溶融処理事業については、平成14年12月の事業開始時から多額の赤字が発生しました。
- (2) このため、平成16年度までの一般廃棄物の処理に係る累積赤字（20億円）に対し、県から財政支援（平成18～21年度で5億円／年）を行い、収支均衡を図るために、平成19年度から市町の処理料金が35,000円／t（灯油高騰分は別途精算）に改定されました。
- (3) しかし、溶融処理施設の腐食・摩耗等が予想以上に進み、大幅な改修経費が必要となったことから、平成20年10月以降、運営協議会（参画市町、県、事業団で構成）において、新たに必要となる補修等工事費の検証と事業の見通しの検討を行ってきました。

2 補修等工事費用の増大に関する運営協議会の検討状況

- (1) 補修等工事費の検証にあたっては、委託業者からの見積もり内容（別表4）について、運営協議会幹事会（作業部会）で検証を行った結果、現行処理料金で想定していた補修等工事費用（約4億円／年）を上回る費用が必要となり、平成21年10月以降に行われた運営協議会幹事会において、現行の処理料金では同費用の全額をまかないきれない状況にあり、平成23年度には事業の継続が困難になるとの懸念が確認されました。
- (2) このため、平成23年度以降の事業のあり方について、運営協議会幹事会において協議を行っているところですが、近年、民間での焼却灰のリサイクル施設の整備が進んでいる状況も踏まえ、民間処理業者での処理の実態についての調査もあわせて行っています。

3 今後の対応

平成23年度以降の溶融処理事業の今後の方向性について、民間処理の調査状況もみながら、運営協議会において、平成22年度内の解決に向けて市町や事業団とともに協議を重ねていきます。

資料 廃棄物処理センター（溶融処理事業）の状況

表1 事業団の累積損益の状況 (単位：億円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計	20.4	24.7	30.5	34.3	37.2
特別会計	▲33.7	▲39.2	▲36.3	▲34.3	▲35.6
合計	▲13.3	▲14.4	▲5.8	0.0	1.7

(注) 平成20年度での特別会計の累積赤字の内訳（溶融処理事業：▲28.1億円、新最終処分場事業：▲7.4億円）

表2 溶融処理施設の概要

所在地	四日市市小山町字西北野	
処理能力	240 t / 日 (80 t / 日 × 3 炉)	
総事業費	126億5千万円	
年間計画処理量	68,953 t / 年 (市町：51,344 t / 年、企業：17,609 t / 年)	
平成20年度受入処理実績	51,214 t / 年 (市町：44,417 t / 年、企業：6,797 t / 年)	
委託市町名 (20年度)	焼却残さ	津市、四日市市、鈴鹿市、尾鷲市、熊野市、志摩市、いなべ市、菰野町、多気町、紀北町、桑名・員弁広域連合、朝明広域衛生組合、伊勢広域環境組合、奥伊勢広域行政組合
	下水道汚泥	津市、伊勢市、桑名市、木曾岬町

表3 溶融処理事業の経営状況 (単位：億円)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般廃棄物	単年度損益	▲5.6	▲2.3	6.7	5.0	0.1
	累積損益	▲19.4	▲21.7	▲15.0	▲10.0	▲9.9
産業廃棄物	単年度損益	▲3.1	▲2.8	▲3.1	▲1.8	▲0.0
	累積損益	▲10.5	▲13.3	▲16.4	▲18.2	▲18.2
合計	単年度損益	▲8.7	▲5.1	3.6	3.2	0.0
	累積損益	▲29.9	▲35.0	▲31.4	▲28.2	▲28.1

表4 補修等工事費用の実績と見込み (単位：億円)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
0.49	0.90	1.43	5.96	4.06	7.74	8.17	10.27	12.41	10.56	6.91

(注) 1 15～20年度は実績。21年度は事業団の見通し。22～25年度は業者見積もり額（H21.6）をベースに計上。
2 現行処理料金（35,000円 / t）決定時に想定していた補修等工事費用は約4億円 / 年。

6. 四日市市大矢知・平津事案について

1 概要

1 事案の概要

- (1) 場所：四日市市大矢知・平津町地内
安定型最終処分場
- (2) 埋立期間：昭和56年～平成6年10月
- (3) 原因者：(有)川越建材興業
- (4) 面積・投棄量：約95,000m²／約2,620,000m³
(許可面積等58,854m²／1,320,000m³)
- (5) 許可埋設物：廃プラスチック、陶磁器くず、鉋さい等

2 有害物質の主な検出状況(県調査結果)

- (1) 投棄された廃棄物<溶出試験>
すべて埋立判定基準値以下

- (2) 投棄地内地下水
ベンゼン 0.057mg/l(基準の5.7倍)
砒素 0.027mg/l(基準の2.7倍)

- (3) 周辺地下水
砒素 0.28mg/l(基準の28倍)
ベンゼン 0.017mg/l(基準の1.7倍)

- (4) 専門家の評価

直ちに人体への影響など生活環境保全上の重大な支障のおそれはないが、水質調査、廃棄物の回収、及び覆土・雨水排水対策が必要



2 事案の状況

措置命令(H19.1.31)

- 【対象者】(有)川越建材興業 及び 代表者個人
(H21. 5. 18付けで解散登記、清算法人に移行)
- 【着手期限】H19. 6. 30(延長後:H19. 12. 28)
- 【履行期限】H20. 12. 30
- 【命令内容】
 - ① 廃棄物の飛散流出防止対策
 - ② 雨水浸透抑制のための覆土及び管理
 - ③ 雨水排除のための排水路等の整備及び管理

原因者に対する履行指導(延べ16回の文書指導等)

- ・平成19年度 5回の文書指導を実施
- ・平成20年度 5回の文書指導を実施
平成20年6月16日、9月1日、12月9日
具体的スケジュールを含む実施計画書の提出及び履行期限の遵守など
- 平成21年1月20日、3月24日
履行期限の延長を認めず、早期に履行に着手することなど
- ・平成21年度 6回の文書指導を実施
直近 平成22年2月3日

3 今後の対応

1 地元・学識経験者・行政による「三者協議」の開催

平成20年7月7日に開催された掘削調査等に係る地元説明会において、今後の対応については、地元・学識経験者・行政の三者で協議していくことで合意されました。これを受けて、三者協議を開催しており、引き続き、建設的かつ双方向のリスクコミュニケーションを進め、地元の皆さまのご理解、ご納得や不安感の払拭に取り組んでいきます。

※三者協議の主な協議事項

- ① 地元主導の掘削調査結果及び県調査結果をふまえた対応
- ② モニタリング調査結果をふまえた対応
- ③ その他、地元住民の安全・安心を確保するために必要な事項

※三者協議の開催状況

第1回協議H20. 10. 20	／	第2回協議H20. 12. 15
第3回協議H21. 3. 26	／	第4回協議H21. 7. 13
第5回協議H21. 10. 26	／	第6回協議H22. 1. 29

2 履行指導の継続等

引き続き、原因者に対する措置命令の履行指導を継続するとともに、土地所有者及び排出事業者に対する調査も進めていきます。

三者協議に至る経緯及び状況等

1 三者協議に至る経緯

- (1) 平成18年10月12日：地元住民の指定する場所におけるトレンチ調査を実施するよう公開質問状により要望
- (2) 平成19年 6月11日：原因者の費用負担で掘削調査を実施することで地元と合意
- (3) 平成19年10月11日：当初要望のトレンチ調査ではなく、原因者が処分場内で3ヶ所のボーリング調査を行い、埋立廃棄物の推定分布図等を作成することで合意
- (4) 平成20年 1月22日：「事前現地見学会」を開催し、見学会終了後、ボーリング調査に着手
- (5) 平成20年 3月18日：地元住民を対象とした「ボーリングコア見学会」を開催
- (6) 平成20年 7月 7日：掘削調査等に係る地元説明会を開催し、学識経験者から、調査結果に対する評価等の説明が行われ、今後は、地元・学識経験者・行政の三者で協議していくことを合意

2 三者協議等の開催状況

- (1) 平成20年10月20日：第1回三者協議
協議の進め方や専門的知見を有する学識経験者を招致し意見を聴くこと等について合意
- (2) 平成20年12月15日：第2回三者協議
大阪市立大学大学院 畑教授と福岡大学大学院 樋口教授の講演を実施し、引き続き協議を行っていくことで合意
- (3) 平成21年 3月26日：第3回三者協議
これまで蓄積されたデータ等に基づき、学識経験者間での意見交換を実施して、当事案の課題等を整理したうえで、今後必要と考えられる調査等を「コーディネータ素案」として地元へ提示することで合意
- (4) 平成21年5月25日、6月12日：第1回、第2回学識経験者間協議

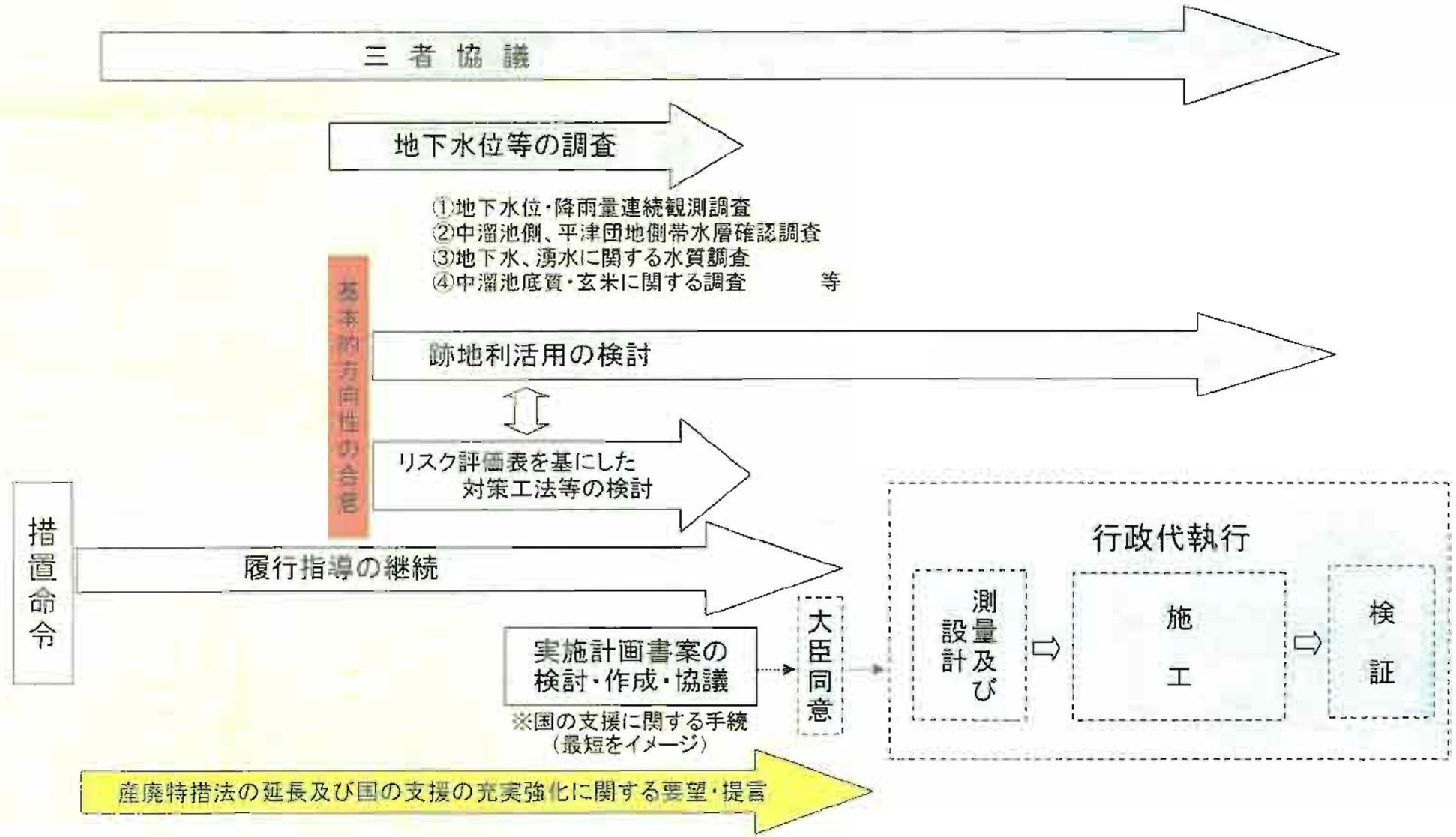
- (5) 平成21年7月13日：第4回三者協議
「コーディネータ素案」が合意され、今後は、同素案に基づき、学識経験者間で具体的な「調査実施計画案」を検討し、次回三者協議で地元へ説明することで合意
- (6) 平成21年10月5日：第3回学識経験者間協議
- (7) 平成21年10月26日：第5回三者協議
学識経験者間で意見統一された「調査実施計画案」に基づき、県が責任を持って調査を実施することで合意。また、この調査と並行して、本事案の今後の対応(対策)や将来の土地利用も含めて検討していくべきとの意見が地元から出された。
- (8) 平成22年1月6日：第4回学識経験者間協議
- (9) 平成22年1月29日：第6回三者協議
「調査スケジュール」と「工法例のイメージ図」、及び地元要望を受けて作成した安全・安心を確保するための「リスク評価表」について協議され、今後は、この「リスク評価表」を基に議論を進めていくことで合意
- (10) 平成22年2月23日：大矢知地区・八郷地区両連合自治会による合同会議及び合同視察
この合同会議において、かねてからの地元要望であった地元代表者と知事との面談が実現し、両地区連合自治会長連名の当該事案の解決に向けた決議文が採択され、知事に手渡された。また、会議後、地元代表者と知事ら関係者で、現地合同視察が行われた。

3 今後の対応

- (1) 「調査実施計画」に基づき、調査を実施し、三者協議等の機会を活用して、現地説明会や結果の中間報告などを行う。
- (2) リスクの状況とその評価、及び対策の必要性などをとりまとめた「リスク評価表」を基に、具体的な対策内容等について、地元の皆さまも参画して議論を進めていく。

四日市市大矢知・平津事案に係る今後のスケジュールのイメージ図

平成20年度以前 平成21年度 平成22年度 平成23年度以降



四日市市大矢知・平津事案の解決に向けた決議

四日市市大矢知地区、八郷地区の産業廃棄物不法投棄事案は、国の法律を根拠として許認可権をもって有限会社川越建材興業に昭和56年に認定したものです。

しかし、県当局として、業者に対する監視・指導が欠落し、法に基づく監督が不十分であったため、不作為行為の結果として全国最大級のゴミの山となりました。

地元住民として、当該事案の解決に向けて、平成20年10月から地元自治会、学識経験者、行政の三者による協議を積み重ねてまいりました。

地元住民としては、安全・安心を第一義と考えて、水質、土壌調査を実施し住民の不安を払拭するためにがんばってきました。我慢強く、後世に禍根を残さないよう、地域福祉を確保することを切望して下記の事項について決議します。

記

- 1 両連合自治会は、県行政に対し、地元住民の生活環境の保全を図り、安心と安全の確保を要求する。
- 2 県行政は、地元住民の生活環境の保全を図るため、地元住民の要望を第一とした、適切かつ確実な対策を講じること。
- 3 両連合自治会は、行政と連携・協働し、跡地の利活用など様々な課題の解決を図るべく協議をする。
- 4 両連合自治会は、行政と連携・協働し、特定産業廃棄物事案等に係る対策の充実、強化を国に強く求める。

平成22年2月23日

大矢知地区連合自治会
会長 伊藤 峯夫

大矢知の環境を守る会
会長 松永 隆雄

八郷地区連合自治会
会長 宮島 英男

7. 三菱化学㈱の測定データについて

1. 経緯

- ①平成22年1月20日、県と水質汚濁防止法を所管する四日市市は、排水に係る測定データに改ざんがあるとの情報があったことを受け、三菱化学（株）四日市事業所（以下、「三菱化学」という。）及び、排水・排ガス測定を受注している（株）三菱化学アナリテック（以下、「アナリテック」という。）に、改ざんの事実調査を指示しました。
- ②1月22日、三菱化学は、排水に係る測定データ（浮遊物質量、pH）に改ざんがあったことを、県、市に報告するとともに、これを公表しました。

2. 大気汚染防止法等に基づく報告等及び再発防止に向けた指導

（1）大気汚染防止法等に基づく報告及び指示内容

- ①1月25日、県は、三菱化学への大気汚染防止法に基づく立入検査を実施し、排ガス測定データ及び測定回数について抽出調査等を行うとともに、三菱化学に対して、測定結果の保管義務のある過去3年間の排ガス測定の実施状況及び結果について調査等を実施し、その結果を報告するよう指示しました。
- ②2月12日、県は、三菱化学から排ガスの測定状況について、測定データの改ざん等はないが、法令に定められた測定回数の不足や期間を逸脱した測定があったという報告を受けました。
- ③2月15日、県は、三菱化学に対し文書で法令遵守の徹底を求めるとともに、2月12日の報告の内容確認のため、立入検査を行ったところ、この報告では調査等が不十分と認められたため、2月16日に三菱化学に対し大気汚染防止法等に基づく報告の徴収（期限：2月23日）を行いました。
- ④2月23日、三菱化学から報告書の提出がありましたが、内容が不十分であるため、2月26日、根拠資料を含む詳細な報告を求めました。期限である3月8日に報告があり、現在、内容を精査しています。
- ⑤アナリテックに対しては、立入調査（1月28日、2月24日）を行い、三菱化学から受託している排ガス測定業務等についての調査・報告を求めたところ、3月3日、元データを記載した記録が残っていたものについて調査した結果、改ざん等はないとの報告を受けました。現在、データの検証を行っています。

(2) 再発防止に向けた指導

2月16日、県は、三菱化学に対し、公害防止組織の改善等再発防止に向けた対策の報告を文書で求めたところ、3月3日に回答があり、その報告の概要は、次のとおりです。

- ①環境室の新設、各製造部環境管理責任者の新設など組織体制の強化
- ②公害防止管理者のチェック機能が果たせる体制への改善
- ③設備の稼働状況に合わせた測定計画書を作成するシステムへの改善
- ④測定結果の確認、異常値検出時対応の強化
- ⑤コンプライアンス教育・環境関係法令の教育などの従業員教育の徹底

なお、3月5日には三菱化学に立入検査を行い、報告内容の確認を行っています。

3. 県内事業所への注意喚起

2月16日、今回の三菱化学の事案を受け、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の規制対象工場・事業場（約1,800社）に対し、法令遵守と適切な測定の実施等について、文書で注意喚起を行いました。

4. 今後の方針

- ①三菱化学の排ガス測定結果については、これまでのところ、改ざんとみられるデータは認められていませんが、引き続き、三菱化学と排ガス測定を受託していたアナリテックの両データについて確認を行っていきます。
- ②排ガス測定が、法令で規定されている測定頻度・期間で実施されていなかったことについては、報告内容を精査し、必要な指導を行っていきます。
- ③今後、公害防止組織の改善等についても、報告された組織体制が機能していくかどうかを、立入検査等により確認し、指導していきます。

(参 考)

※四日市市は、三菱化学及び三菱化学アナリテックの報告を受け、水質汚濁防止法に基づく測定で、あわせて16件の改ざん等があったとしています。

- ・ pH
- ・ SS（浮遊物質）
- ・ n-ヘキサン
- ・ ベンゼン
- ・ COD（化学的酸素要求量）

8. 三重県地球温暖化防止活動推進センターの指定について

三重県の地球温暖化対策、とりわけ家庭部門における地球温暖化対策を進めるため、本県では平成16年度から「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を設置し、地球温暖化防止活動推進員への支援等により、県民への普及啓発を行ってきました。

平成21年度末の指定期間満了に伴い、新たに三重県地球温暖化防止活動推進センターの募集を3月16日まで行っており、今後指定に向けて審査などの作業を進めていきます。

1 三重県地球温暖化防止活動推進センター

三重県地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号。以下、「温対法」という。）第24条において、知事が県内に1団体に限って（指定都市等を除く）指定することができます。本県では指定期間を3年間とし、公募によって指定します。（指定期間 平成22年4月1日～平成25年3月31日）

2 主な業務内容

温対法第24条において、主に次の業務を行うこととなっています。

- (1) 地球温暖化や地球温暖化対策等についての啓発活動、広報活動及び地球温暖化防止活動推進員等に対する活動支援
- (2) 日常生活の省エネ対策相談やアドバイス
- (3) 家庭の省エネ取組等に関連しての実態調査、分析と県民への情報提供
- (4) 県が行う施策の協力 など

3 指定の概要

(1) 対象団体

地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により、地球温暖化の防止に寄与する活動を促進することを目的とする一般社団法人、一般財団法人若しくは特定非営利活動法人

(2) 指定の審査

次の業務における執行能力等を審査し、指定します。

- ①地球温暖化対策等の啓発活動及び広報活動
- ②地球温暖化防止活動推進員及び民間団体に対する支援
- ③地球温暖化対策等に対する相談業務
- ④家庭部門の実態調査・分析とそれに基づく情報の提供 など

4 スケジュール

平成22年3月中旬	選定委員会による選定
3月下旬	指定通知

9. 浄化槽法に係る指定検査機関について

1 協会の是正状況

浄化槽法の指定検査機関である三重県水質保全協会（以下「協会」という。）は、県の改善勧告に基づき、不適切な検査業務に係る是正措置を進めており、立入検査等により次の内容を確認しています。

（1）組織体制等の見直し

協会は、今回の問題を踏まえ、公正な検査業務を確保するため、浄化槽関係業者の割合が3分の1以下となる法定検査事業委員会の設置規定を設け、現在委員を選定しています。

（2）未実施の7条検査物件等の対応

協会は、7条検査が未実施であった浄化槽（2,603件）について、文書案内や戸別訪問により検査実施、返金等の必要な対応を行いました。その結果、今後適正時期に検査を行うもの132件、返金予定のもの55件となりました。（平成22年3月4日時点）

（3）研修の実施

協会は、再発防止のため、役員及び職員に対する研修を実施していますが、今後も意識改革を徹底するため、実効性のある研修を計画的に実施するとしています。

（4）事務処理システムの改善

協会は、7条検査を適切に実施するため、事務処理システムを改善しており、これまで運用上の問題は生じていません。

（5）社会的責任及び説明責任

協会は、昨年4月の内部処分及び是正状況をホームページや会報において公表していますが、今後も社会的責任及び説明責任を果たしていくことが必要です。

2 今後の対応

県は、適正かつ確実な検査業務を確保するため、協会からの是正報告を踏まえ、立入検査等によりその実施状況を確認していきます。

(参考) 経緯

平成 20 年 9 月 3 日 12 月 18 日	協会会員が 7 条検査に係る問題等を記者会見で指摘 協会が記者会見し調査結果を報告 改善措置を実施
<p>調査結果概要</p> <ul style="list-style-type: none">平成 18 年度以前に 7 条検査の依頼を受けた浄化槽のうち、平成 20 年 2 月 26 日時点で未検査のものが 2,603 件あった。平成 7 年以降の検査済物件の 7 条検査実施日と使用開始予定日を調査したところ、法令で定める適正検査時期に検査したものは、旧規則適用物件で 47%、新規則適用物件で 84%であった。	
平成 21 年 2 月 6 日～ 7 月 16 日 9 月 25 日 11 月 11 日 11 月 30 日 12 月 2 日 平成 22 年 3 月 31 日	有識者検討会を 4 回開催 不適切な検査業務の検証及び審査 基準等の考え方を整理 協会に対して不適切な検査業務に係る是正を指導 協会に対して是正に係る改善勧告を実施 県が審査基準等を策定し公表 協会が改善勧告に対する報告書を提出 (協会の指定検査機関の指定期限)

10. 包括外部監査結果に対する対応

(1) 平成20年度

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
4. 環境総合情報システム		
(1) 《再掲》 契約書における各種費用の金額内訳の明示【意見】		
<p>平成16年度に締結された「三重県環境総合情報システム賃貸借契約書」及び添付の仕様書並びに予定価格算定資料を閲覧したところ、契約書の内訳としてハードウェア・ソフトウェアの賃貸借にかかる費用と当時使用していた環境総合情報システムからの移行作業にかかる費用について設計書には明示されていたが、各内容の金額内訳が明示されていなかった。</p> <p>ひとつの契約の中に複数のサービス要素が含まれ個々の金額内訳が明示されない場合は、それぞれの業務にかかる費用に対する発注者と受注者との共通認識や、契約の透明性の確保が困難となる。</p> <p>これまで県に対して不都合となる事象は発生していないとのことであるが、例えば、複数年契約の途中において契約解除やリース機器の数量変更を行う場合に外部委託事業者とトラブルが生じるなどのリスクが考えられる。</p> <p>平成19年度からは県庁全体的な対策として情報システムに関する調達前審査の中で契約書及び契約内容をチェックする体制が整備されていることを踏まえ、今後は異なる業務内容を発注する際にはそれぞれの業務の金額内訳を明示するか、契約を別にすることが望ましい。</p>	<p>三重県環境総合情報システムについては、平成22年4月の稼働を目指し、新しいシステムの構築を行っているところ。</p> <p>新システムの構築に際しては、前回とは異なり、ハードウェアについては一人一台パソコンの利用を前提に政策部で調達された「三重県中小システム統合サーバー」を活用するなど、機器類の賃貸借や購入等は行っておりません。</p> <p>また、保守運用面での費用軽減を図るため、専用のソフトウェアが必要となる「クライアント・サーバー型」のシステムから、インターネット閲覧ソフト(ブラウザ)を利用したシステムに変更するため、現行システムからの移行作業も発生いたしません。</p> <p>監査結果の指摘事項を踏まえ、今回の新しいシステムの構築においては、複数の異なるサービス要素を一体とした契約は締結しておりません。</p>	環境森林部
(2) 《再掲》 賃貸借契約締結時の設置費用などの取扱い【意見】		
<p>平成16年度に締結された「三重県環境総合情報システム賃貸借契約書」の閲覧を実施したところ、契約内容の中に当時使用していた環境総合情報システムからの移行作業にかかる内容が含まれていた。</p> <p>移行作業費用自体は一時的に発生する費用であり、継続的な役務の提供を受けるような性質のものではないため、本来は賃貸借契約の対象とすることは望ましいものではない。</p> <p>また予定価格算定時の資料を閲覧したところ、機器類の賃貸借のみではなく当該移行作業費用についてもリース料率を上乗せたうえで予定価格が算定されており、移行作業費用をリース契約に含めるか否かについての検討経緯が分かる資料等は残されていないとのことであった。</p>	<p>三重県環境総合情報システムについては、平成22年4月の稼働を目指し、新しいシステムの構築を行っているところ。</p> <p>新システムの構築においては、前回とは異なり、移行作業は発生しておらず、監査結果の指摘事項を踏まえた契約を締結しています。</p>	環境森林部

当該調達是一般競争入札による調達であるため予定価格は落札時の基準価額であるが、付帯作業部分を一時経費として別に契約を締結する場合と比較した場合、付帯作業にかかる一時経費金額×リース料に相当する金額について予定価格が大きく計算されたことになる。

各室における予算措置の観点からは一時経費として全額を調達することが困難なケースも考えられるため、個別の情報システムの調達としてはこの調達方法が最適であるケースも考えられるが、県庁全体の情報システムの調達という観点から考えた場合には資金調達にかかる利子相当分の調達コストが増加するため必ずしも効率的な調達方法ではないとも考えられる。

平成19年度からは県庁全体的な対策として情報システムに関する調達前審査の中で契約書及び契約内容をチェックする体制が整備されていることを踏まえたうえで、今後機器類の調達を実施する際には移行作業費用を賃貸借契約に含めるのではなく、一時経費として別途契約を締結することを原則とすることが望ましい。そのうえで、結果的に移行作業費用を賃貸借契約の中にも含めるという判断をした場合には、その経緯・理由を各部署が明確に文書化することが望ましい。

(3) 《再掲》調達方法の意思決定過程の明確化【意見】

平成16年度に締結された三重県環境総合情報システム賃貸借契約に関して、当該システムの調達方法を「リース」による調達とした具体的な理由について確認したところ、費用の平準化を目的としたものであるとの回答を得たが、その意思決定にかかる経緯が分かる資料については残されていないとのことであった。

調達ガイドラインにも示されているように、情報関連システムの調達においてはトータルライフサイクルコストが重視されていることもあり、特に調達規模が大きいシステムについては意思決定の違いがトータルライフサイクルコストに大きな影響を与えるため、「買取」か「リース」による調達かの意思決定過程を明確化することが重要であると考えられる。

平成18年度からは県庁全体的な対策として情報システムに関する予算要求前審査の中で、「買取」か「リース」による調達とするかをチェックする体制が整備されていることを踏まえ、調達を実施する情報関連システムそれぞれの特徴や将来の利用方法などを勘案したうえで、調達方法を決定した過程を文書化し保管を行うことは、次回以降の更新時においても有用な情報を提供する資料となるため、今後は調達方法を決定する際において比較・検討した資料を文書化し保管を行うことが望ましい。

三重県環境総合情報システムについては、平成22年4月の稼働を目指し、新しいシステムの構築を行っているところです。

新システムの構築に際しては、前回とは異なり、ハードウェアについては一人一台パソコンや、政策部で調達された「三重県中小システム統合サーバー」など、既存の機器類の活用を前提にシステム構築を行っています。

監査結果の指摘事項である賃貸借や購入等はいりませんが、予算要求前審査資料等の意思決定に関する資料は適切に保管しています。

環境森林部

<p>(4) 《再掲》特権 ID のパスワードの定期的な変更【結果】</p> <p>「情報セキュリティ対策基準」において、パスワードの定期的な変更について定められている。しかし、環境総合情報システムにおいて、サーバの特権 ID はシステムの導入以降、パスワードの定期的な変更が実施されていない。パスワードは時間をかけて推測することで解読することが可能であることから、月日が経つにつれて強度が弱くなる性質を持つ。パスワードを定期的に変更することによって強度はリセットされ、強度を回復させることができるが、長期間変更が実施されない場合には強度は低下し続け、第三者によって推測される可能性が高まる。</p> <p>なお、パスワード強度は、パスワードの定期的な変更以外にも、パスワード文字数を増やす、設定するパスワードに文字や数字、記号を組み合わせる等により維持される。</p>	<p>特権 ID のパスワードについては、定期的に変更することとし、既に運用しています。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(5) 保守契約更新時の契約内容の妥当性検討【意見】</p> <p>当該システムの運用保守業務は、システム導入当初より外部委託事業者に委託されている。契約期間の満了にあたって実施された一般競争入札の結果、前回と同じ外部委託事業者と運用保守業務の委託契約を締結することとなり、対象機器の減少に伴う委託作業量の見直しは行われたが、継続して委託する作業の内容や作業量等の見直しのための評価は行われていなかった。</p> <p>運用保守業務の契約期間が満了して次の契約を締結する時点では、新規契約締結時点（システム導入時点）から数年が経過していることもあり、システム導入当初と比較すると作業内容や作業量が変化していることが考えられる。</p> <p>運用保守業務等の契約期間が満了し、外部委託事業者に次回発注を行う際は、これまでの当該システムの運用の中で蓄積されている運用保守作業の実績から今後必要となる委託作業の内容や作業量を分析し、その結果を利用して設計内容の検討や契約金額の見積もりを行うことが望ましい。</p>	<p>三重県環境総合情報システムについては、平成 22 年 4 月の稼働を目指し、新しいシステムの構築を行っているところ。</p> <p>システムの運用保守業務についても、情報システム審査委員会により予算要求前審査が行われ、システム保守費用は妥当であると認められています。</p> <p>なお、今回の新しいシステムの稼働期間は平成 22～26 年度と想定し、稼働期間と同一の保守期間を設定した契約としております。</p> <p>現在のところ、稼働期間の延長は考えていませんが、延長する場合においては、監査結果の指摘事項を踏まえた契約を締結することとします。</p> <p>また、保守運用については、SLA(サービスレベル協定)を締結することにより、業務の品質等について確認を行っていきます。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(6) 《再掲》委託業務内容に応じた適切な単価の設定【意見】</p> <p>平成 16 年度に締結された環境総合情報システムの賃貸借契約にかかる設計において、システムの改修業務を外部に委託する際の委託金額は、作業工数に単価を乗じて算出しているが、この算出単価のほとんどは SE 作業として一律同じ金額が用いられていた。しかし、外部委託事業者に委託する当該システムの改修業務には、SE 作業に分類される作業だけではなく、プログラミングなど一般的には PG 作業に分類される、より単価の低い作業も含まれていた。このため、委託する業務内容に応じた適切な単価を適用した場合に比べて外部委託事業者に対し過大な費用を支払っていた可能性がある。</p>	<p>平成 18 年度から、情報システム審査委員会により予算要求前審査が、平成 19 年度からは調達前審査が開始されていることから、監査結果の指摘事項のような単価設計は認められなくなっています。</p> <p>三重県環境総合情報システムについても、こうした手続きを経て、現在、新しいシステムの構築を行っているところ。</p> <p>また、新しいシステムの構築に際しては、見積作成ガ</p>	<p>環境森林部</p>

<p>なお、情報システム審査委員会により平成18年度からは予算要求前審査が、平成19年度からは調達前審査が開始されたことにより、県庁全体の仕組みとして作業単価の妥当性に関するチェックが行われている。</p> <p>委託金額の算出の際に用いる単価は、一律に設定するのではなく、委託する業務内容に応じて適切な単価を適用することが望ましい。外部委託事業者と契約する際の単価が「見積作成ガイドライン」で定める技術者のランクや技術者料金の基準よりも大幅に高額な場合は、その理由を明確にした上で、外部委託事業者が県にもたらす付加価値や委託業務の特殊性、他の外部委託事業者への委託先変更の可能性等も合わせて明確にすることが望ましい。</p>	<p>イドラインを参考に積算しているため、監査結果の指摘事項のような基準を大幅に超える単価設定は行っておりません。</p>	
<p>(7) 《再掲》情報システム導入時の検討資料の保管【意見】</p>		
<p>平成10年度の環境総合情報システムの新規導入時に関わる資料のうち、システム開発を担当した外部委託事業者より受領した完成図書は現在も保管されているものの、県が作成したシステム構想や調達などに関する資料が廃棄されていた。「三重県公文書管理規程」では保管期限は5年とされており、導入から5年が経過した環境総合情報システムでは当該資料が廃棄されていることはルールに準じた手続きであるが、関連文書がない場合は過去の導入経緯を参考として情報システムの調達手続の改善を図ることが困難になる可能性がある。</p> <p>また、調達ガイドラインでは情報システムの実使用期間を5年程度と考えることから、人事異動などでシステム導入時の担当者が次のシステム再構築時に担当から外れた場合のことを考慮すると、当該資料が残されていない場合には前任者と後任者の間でノウハウの継承が困難となる可能性がある。</p>	<p>三重県環境総合情報システムについては、平成22年4月の稼働を目指し、新しいシステムの構築を行っているところですが、今回の新しいシステムの稼働期間は平成22～26年度と想定しており、監査結果の指摘事項のとおり、当該期間においては、システムの構想や調達などに関する資料を保管することとしています。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>5. 環境総合監視システム</p>		
<p>(1) 《再掲》契約書における各種費用の金額内訳の明示【意見】</p>		
<p>平成17年度に締結された「三重県環境総合監視システム賃貸借契約」、添付の仕様書並びに予定価格算定資料を閲覧したところ、契約書の内訳としてハードウェア・ソフトウェアの賃貸借にかかる費用と当時使用していた環境総合監視システムの移行作業にかかる費用について各内容の金額内訳が明示されていなかった。</p> <p>ひとつの契約の中に複数のサービス要素が含まれ個々の金額内訳が明示されない場合は、それぞれの業務にかかる費用に対する発注者と受注者との共通認識や、契約の透明性の確保が困難となる。</p> <p>これまで県に対して不都合となる事象は発生していないとのことであるが、例えば、複数年契約の途中において契約解除やリース機器の数量変更を行う場合に外部委託事業者とトラブルが生じるなどのリスクが考えられる。</p>	<p>環境総合監視システムは平成22年度に更新を計画していますが、トータルライフサイクルコスト等を勘案し、本更新ではシステムは賃貸借契約ではなく買取により対応し、新システムへのデータ抽出は別契約とすることにしており、契約時には、費用内訳を明確にすることとします。</p>	<p>環境森林部</p>

<p>平成 19 年度からは県庁全体的な対策として情報システムに関する調達前審査の中で契約書及び契約内容をチェックする体制が整備されていることを踏まえ、今後においては異なる業務内容を発注する際にはそれぞれの業務の金額内訳を明示するか、契約を別にするのが望ましい。</p>		
<p>(2) 《再掲》 賃貸借契約締結時の設置費用などの取扱い【意見】</p>		
<p>平成 17 年度に締結された「三重県環境総合監視システム賃貸借契約書」の閲覧を実施したところ、契約内容の中に当時使用していた環境総合監視システムからの移行作業にかかる内容が含まれていた。</p> <p>移行作業費用自体は一時的に発生する費用であり、継続的な役務の提供を受けるような性質のものではないため、本来は賃貸借契約の対象とすることは望ましいものではない。</p> <p>また予定価格算定時の資料を閲覧したところ、機器類の賃貸借のみではなく当該移行作業費用についてもリース料率を上乗せしたうえで予定価格が算定されており、移行作業費用をリース契約に含めるか否かについての検討経緯が分かる資料等は残されていないとのことであった。</p> <p>当該調達は一般競争入札による調達であるため予定価格は落札時の基準価額であるが、付帯作業部分を一時経費として別に契約を締結する場合と比較した場合、付帯作業にかかる一時経費金額×リース料に相当する金額について予定価格が大きく計算されたことになる。</p> <p>各室における予算措置の観点からは一時経費として全額を調達することが困難なケースも考えられるため、個別の情報システムの調達としてはこの調達方法が最適であるケースも考えられるが、県庁全体の情報システムの調達という観点から考えた場合には資金調達にかかる利子相当分の調達コストが増加するため必ずしも効率的な調達方法ではないとも考えられる。</p> <p>平成 19 年度からは県庁全体的な対策として情報システムに関する調達前審査の中で契約書及び契約内容をチェックする体制が整備されていることを踏まえ、今後機器類の調達を実施する際には移行作業費用を賃貸借契約に含めるのではなく、一時経費として別途契約を締結することを原則とすることが望ましい。そのうえで、結果的に移行作業費用を賃貸借契約の中にも含めるという判断をした場合には、その経緯・理由を各部局が明確に文書化することが望ましい。</p>	<p>環境総合監視システムは平成 22 年度に更新を計画していますが、トータルライフサイクルコスト等を勘案し、本更新では情報賃貸借契約ではなく買取により対応し、新システムへのデータ抽出は別契約とすることにしております。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(3) 契約書の適切な記載【結果】</p>		
<p>平成 17 年度に締結された「環境総合監視システム保守委託業務契約書」の閲覧を実施したところ、(権利義務の譲渡等の禁止)に関する第 2 条 2 項の記載は「前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲(三重県を指す)の対価の支払による弁済の効力は、<u>三重県会計規則(昭和 39 年三重県規則第 15 号)第 27 条に基づき、支出命令権者が出納長又は出納員に対して支出命令を発した時</u></p>	<p>契約書については、最新の雛形の利用に努め、雛形により難しい場合においても、同様のミスが発生しないよう関係者に対し、周知徹底をいたします。</p>	<p>環境森林部</p>

<p>点で生じるものとする。」となっていた。しかし、三重県会計規則は平成 18 年 6 月 16 日付けで改正がなされており、当該日付以降に実施された平成 18 年 12 月 26 日付けの環境総合監視システム保守委託業務契約については最初の下線部分は三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）第 32 条が、二番目の下線部分については会計管理者が現在の会計規則に適合する内容となっている。</p> <p>契約書は締結した契約の内容を記載し、その成立を証明する文書であるため、適切な文言による作成及び不要な内容を削除する必要がある。</p>		
<p>(4) 《再掲》 詳細な内容が記載された見積資料の入手・保管【意見】</p> <p>平成 19 年度に実施した環境総合監視システム改善委託業務に関しては、環境総合監視システム賃貸借契約で導入を行った機器の移設、再設置を行うものであり、機器の移動等を行う場合は契約先の承諾が必要であること等を理由に随意契約を行っている。</p> <p>当該業務に関する予定価格算出にあたっては外部委託事業者から詳細な参考見積を入手したとのことであったが、参考見積が保管されていなかったため、設計における数量の妥当性を事後的に検証することができなかった。</p> <p>随意契約において調達を実施する場合には、より調達の透明性を確保する必要があることから、本件のように少額の契約であっても実際に要した作業工数等との比較を事後的に可能にしておく必要がある。そのためにも、作業単価と作業工数などの具体的な内訳を示す参考見積を入手し保管することが望ましい。</p>	<p>平成 22 年度の更新では、全庁的に定められた R F I（情報提供依頼）を既に実施しており、詳細な参考見積を複数事業者から入手して予定価格の算出にあたって利用しています。これを受け、本更新では、トータルライフサイクルコスト等を勘案し、情報賃貸借契約ではなく買取により対応することにしております。</p> <p>今後、随意契約による調達を行う場合は、外部委託事業者から作業単価と作業工数などの具体的な内訳を示す参考見積等の資料を入手します。</p> <p>これらは、公文書として保管します。</p>	環境森林部
<p>(5) 《再掲》 調達方法の意思決定過程の明確化【意見】</p> <p>平成 17 年度に締結された三重県環境総合監視システム賃貸借契約に関して、当該システムの調達方法を「リース」による調達とした具体的な理由について確認したところ、費用の平準化を目的としたものであるとの回答を得たが、その意思決定にかかる経緯が分かる資料については残されていないとのことであった。</p> <p>調達ガイドラインにも示されているように、情報関連システムの調達においてはトータルライフサイクルコストが重視されていることもあり、特に調達規模が大きいシステムについては意思決定の違いがトータルライフサイクルコストに大きな影響を与えるため、「買取」か「リース」による調達かの意思決定過程を明確化することが重要であると考えられる。</p> <p>平成 18 年度からは県庁全体的な対策として情報システムに関する予算要求前審査の中で「買取」か「リース」による調達とするかをチェックする体制が整備されていることを踏まえ、調達を実施する情報関連システムそれぞれの特徴や将来の利用方法などを勘案したうえで調達方法を決定した過程を文書化し保管を行うことは次回以降の更新時においても有用な情報を提供する資料となるため、今後は調達方法を決定する際において比較・検討した資料を文書化し保管を行うことが望ましい。</p>	<p>平成 22 年度の更新では、全庁的に定められた R F I（情報提供依頼）を既に実施しており、詳細な参考見積を複数事業者から入手して予定価格の算出にあたって利用しています。これらの情報から、情報政策室による予算要求前審査において、「買取」か「リース」による調達かが検討されています。これを受け、本更新では、トータルライフサイクルコスト等を勘案し、情報賃貸借契約ではなく買取により対応することにしております。</p> <p>これらは公文書として保管しています。</p>	環境森林部

<p>(6) 《再掲》特権 ID のパスワードの定期的な変更【結果】</p> <p>「情報セキュリティ対策基準」において、パスワードの定期的な変更について定められている。しかし、環境総合監視システムにおいて、サーバの特権 ID はシステムの導入時以降、どのタイミングでパスワードが変更されているかを把握していない。パスワードは時間をかけて推測することで解読することが可能であることから、月日が経つにつれて強度が弱くなる性質を持つ。パスワードを定期的に変更することによって強度はリセットされ、強度を回復させることができるが、長期間変更が実施されない場合には強度は低下し続け、第三者によって推測される可能性が高まる。</p> <p>なお、パスワード強度は、パスワードの定期的な変更以外にも、パスワード文字数を増やす、設定するパスワードに文字や数字、記号を組み合わせる等により維持される。</p>	<p>特権 ID のパスワードについては、定期的に変更することとし、既に運用しています。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(7) 保守契約更新時の契約内容の妥当性検討【意見】</p> <p>当該システムの運用保守業務は、システム導入当初より外部委託事業者に委託されている。契約期間の満了にあたって実施された一般競争入札の結果、前回と同じ外部委託事業者と運用保守業務の委託契約を締結することとなり、対象機器の減少に伴う委託作業量の見直しは行われたが、継続して委託する作業の内容や作業量等の見直しのための評価は行われていなかった。</p> <p>運用保守業務の契約期間が満了して次の契約を締結する時点では、新規契約締結時点（システム導入時点）から数年が経過していることもあり、システム導入当初と比較すると、作業内容や作業量が変化していることが考えられる。</p> <p>運用保守業務等の契約期間が満了し、外部委託事業者に次回発注を行う際は、これまでの当該システムの運用の中で蓄積されている運用保守業務の実績から今後必要となる委託作業の内容や作業量を分析し、その結果を利用して設計内容の検討や契約金額の見積もりを行うことが望ましい。</p>	<p>平成 22 年度の更新は、機器の利用を極力抑えるなど、既存システムと大きく異なります。そのため、現運用保守業務の実績を設計内容の検討や契約金額の見積もりにも反映させがたいことから、RFI（情報提供依頼）を実施し、保守契約に関連する作業内容や作業量についても詳細な参考見積を入手して設計内容の検討や契約金額の見積もりを行うにあたって利用しています。</p> <p>また、今後の更新では運用保守業務の実績を分析することとし、作業内容や作業量が当初契約時から大きく変化している場合には、次回発注時に契約内容に反映することとします。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(8) 《再掲》委託業務内容に応じた適切な単価の設定【意見】</p> <p>平成 17 年度に締結された環境総合監視システムの賃貸借契約において、システムの改修業務を外部に委託する際の委託金額は、作業工数に単価を乗じて算出しているが、この算出の際の単価のほとんどは SE 作業として一律同じ金額が用いられていた。しかし、外部委託事業者に委託する当該システムの改修業務には、SE 作業に分類される作業だけではなく、データ移行作成など一般的にはオペレーション作業に分類される、より単価の低い作業も含まれていた。委託する業務内容に応じた適切な単価を適用せず、一律の単価を適用することにより、外部委託事業者に対し過大な費用を支払っていた可能性がある。</p> <p>なお、情報システム審査委員会により平成 18 年度からは予算要求前審査が、平成 19 年度からは調達前審査が開始されたことにより、県庁全体の仕組みとして作</p>	<p>平成 18 年度から全庁的な対策として実施している予算要求前審査において、指摘のような一律な単価設定による新規の予算要求は認められなくなっており、現在は、予算要求のための設計を行う際も「見積作成ガイドライン」を参考として予算要求を行っています。</p> <p>平成 22 年度の更新については、既に予算要求前審査に諮っており、「見積作成ガイドライン」で定める単価より高額な単価設定を行ったとの指摘はありませんでした。</p>	<p>環境森林部</p>

<p>業単価の妥当性に関するチェックが行われている。</p> <p>委託金額の算出の際に用いる単価は、一律に設定するのではなく、委託する業務内容に応じて適切な単価を適用することが望ましい。外部委託事業者と契約する際の単価が「見積作成ガイドライン」で定める技術者のランクや技術者料金の基準よりも大幅に高額な場合は、その理由を明確にした上で、外部委託事業者が県にもたらす付加価値や委託業務の特殊性、他の外部委託事業者への委託先変更の可能性等も合わせて明確にすることが望ましい。</p>		
<p>(9) 《再掲》情報システム導入時の検討資料の保管【意見】</p> <p>平成10年度の環境総合監視システムの新規導入時に関わる資料のうち、システム開発を担当した外部委託事業者より受領した完成図書は現在も保管されているものの、県が作成したシステム構想や調達などに関する資料が廃棄されていた。「三重県公文書管理規程」では保管期限は5年とされており、導入から5年が経過した環境総合監視システムでは当該資料が廃棄されていることはルールに準じた手続きであるが、関連文書がない場合は過去の導入経緯を参考として情報システムの調達手続の改善を図ることが困難になる可能性がある。</p> <p>また、調達ガイドラインでは情報システムの実使用期間を5年程度と考えていることから、人事異動などでシステム導入時の担当者が次のシステム再構築時に担当から外れた場合のことを考慮すると、当該資料が残されていない場合には前任者と後任者の間でノウハウの継承が困難となる可能性がある。</p>	<p>平成22年度の更新においては、実使用予定期間より長い公文書の保存期間を設定し、導入時におけるシステム構想や調達などに関する資料が保管されるよう対応しています。</p>	環境森林部
<p>(10) 作業内容の妥当性の検討【意見】</p> <p>平成17年度に実施されたシステムの再構築では、外部委託事業者との契約締結時に外部委託事業者より提示された積算根拠資料には、当該案件で発生する個別作業、及び必要工数が列記されていたが、監視制御端末の移行作業に対して30人月が積み重ねられていた。作業内容としてハードウェア、OS、ミドルウェア、アプリケーションシステムの入れ替え、データベースの再構築と4,000万件に及ぶデータ移行が行われており、移行したデータ量が多いことを考えるとこれらの作業内容から作業工数は妥当であったと推測されるが、全てのデータを移行することの必要性についてはシステム構想や要件定義を行う段階で十分に検討できていなかった可能性がある。</p> <p>システムの再構築や運用保守業務を外部委託事業者に委託する場合、システム構想や要件定義の段階で費用対効果を考慮して作業の必要性を十分に検討することが望ましい。</p>	<p>平成22年度の更新については、RFI（情報提供依頼）を実施し、また、平成18年度から全庁的な対策として実施されている予算要求前審査に既に図っており、データ移行についても専門的な見地から費用対効果の検証が行われています。その結果を受け、当部としても、予算要求時に過去の全データの移行について判断を行いました。</p>	環境森林部

(2) 平成21年度

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
9. 三重県環境学習情報センター		
(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、毎月の運営会議の中で業務報告書の内容につき報告を受けるとともに情報共有及び問題事項への対応策の協議を行っているとのことであった。</p> <p>現地視察についても随時実施しているとのことであるが、特に決められた手順等はないとのことであった。</p> <p>現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>指定管理者の監督の手法については、今後、総務部で検討のうえ、標準化される内容（最低限実施すべき手順等）を踏まえ、三重県環境学習情報センターでの事業内容や特色等を加味したモニタリング手順書等を作成します。</p>	<p>環境森林部 アクティオ株式会社</p>
(2) マニュアルの共有について【意見】		
<p>日常の業務に関するマニュアルは、指定管理者の本社で作成され、センター職員はこれを利用している。しかし、現金出納に係る日常手続についてまとめられた文書については、上記マニュアルに含まれておらず、センターの現金取扱担当者と上席者の2名にのみ渡されていた。</p> <p>他の職員の実施している業務について定められた手続を、各職員が把握可能な状況にしておくことにより、相互牽制が可能となる。手続書や手順書に類するものは、マニュアルと同様に、直接の担当者だけでなく他の職員も共有できるような体制にしておくことが望まれる。</p>	<p>現金出納に係る業務について定められた手続を職員全員が把握可能な状態にし、相互牽制が可能になるよう改善するため、手続書や手順書に類するものは、他のマニュアルと同様に、直接の担当者だけでなく他の職員も共有できるよう、現金出納手順書を共有ファイルとして作成し、職員全員が閲覧可能な状態に改善しました。 (平成22年1月から既に実施済み)</p>	<p>環境森林部 アクティオ株式会社</p>

10. 三重県民の森

(1) 事業報告の支出額の網羅性について【意見】

平成20年度の事業報告における収支差額は0円とされている。支出額に合わせて収入額を精算する方法を取らない限り、生きた事業活動を営んでいるのであれば収支差額が0円になることは考えにくい。このことを前提として、支出額の網羅性について質問した結果、燃料費の一部について、支出額が指定管理料を超える金額については、指定管理事業の支出に含めないように調整したとのことであった。

この支出額に含まれていない燃料費は、連合会の業務と当該指定管理業務を兼務している管理職員が、指定管理業務に従事した際のガソリン代のうち、従事した時間が一日に満たない場合にかかった分である。

業務の内容を正當に評価するためには、コストをもれなく正確に把握することが必要である。コスト削減に努め、必要なサービスを実施した上で、収支差額がマイナスになっているのであれば、その一点を持って評価を下げるべきではない。また、その状況の改善のために関係者全員が知恵を絞るべきであり、場合によっては今後の指定管理料の見直しを含めた検討を行うことも必要であろう。

そのためには、指定管理業務にかかった運営費をもれなく正確に算定し、事業報告に記載するべきである。

ご指摘の趣旨に沿い、指定管理業務に要した経費についてはもれなく正確に把握し、年度末に提出する指定管理者事業報告書に記述してまいります。

環境森林部
三重県森林組合連合会

(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告内容について書面でのチェックを行うとともに、利用者からのクレームに対してその都度指定管理者と協議し、対応策を講じているとのことであった。また、現地視察を月1回程度実施しており、問題事項への対応、イベントの状況視察などを実施している。

現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りについては復命書及びその添付資料として記録を行い、上席者の決裁を受けたうえで文書として保管しているとのことである。

年度末の事業報告については、関係書類の提出を求め、事業の実施状況並びに経費の支出について調査を行っているとのことである。

これらの調査手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

指定管理者の監督の手法については、今後、総務部で検討の上標準化される内容（最低限実施すべき手順等）を踏まえ、三重県民の森での事業内容や特色等を加味したモニタリング手順書等を作成します。

環境森林部
三重県森林組合連合会

<p>(3) 備品点検について【意見】</p> <p>備品の点検については「三重県民の森遊具点検実施要領」に基づき、職員による月次点検・業者による定期点検が行われている。</p> <p>同実施要領上、点検において異常のあった遊具は、「その程度に応じて遊具の使用制限もしくは補修などの応急処置を講じる」旨が規定されている。</p> <p>しかし、施設点検表（職員による月一回の定期点検）を閲覧したところ、「C」判定＝部分的に異常があり対策が必要、とされた項目について、経過観察となったものについて、その判断根拠が明確になっていなかった。実際上席者は職員による月次点検の内容を把握しており、口頭ベースで対応を協議しているとのことであるがこうした経緯が明確になっていない場合万が一事故が発生した場合の責任の所在が曖昧になる虞がある。</p> <p>そのため経過観察等の判断をし、具体的措置を講じない場合はその判断根拠を明らかにすることが望まれる。</p>	<p>職員において毎月1回遊具の定期点検を実施していますが、平成21年12月からはご指摘の趣旨に沿い、経過観察等の対応についても紙面により明確化が図られるよう改善措置を講じました。</p>	<p>環境森林部 三重県森林組合連合会</p>
<p>(4) 情報管理チェックリストの運用について【意見】</p> <p>指定管理者は、個人情報保護に関するマニュアルを定めており、これに基づいて「個人情報保護チェックリスト」が設けられ、定期的に職員が各自点検を行うことになっているが、平成20年度までの運用実績はなかった。</p> <p>今後は情報管理に関する教育訓練を実施した際などにおいて「個人情報保護チェックリスト」を使用し、その結果を文書として保管することが望まれる。</p>	<p>ご指摘の趣旨に沿い、平成22年1月、個人情報保護チェックリストを使用した教育訓練を実施し、文書として保管しました。今後も引き続いて情報管理に関する教育訓練を実施してまいります。</p>	<p>環境森林部 三重県森林組合連合会</p>
<p>1.1. 三重県上野森林公園</p>		
<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告内容について書面でのチェックを行うとともに、利用者からのクレームに対してその都度指定管理者と協議し、対応策を講じているとのことであった。また、現地視察を月1回程度実施しており、問題事項への対応、イベントの状況視察などを実施している。</p> <p>現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りについては復命書及びその添付資料として記録を行い、上席者の決裁を受けたうえで文書として保管しているとのことである。</p> <p>年度末の事業報告については、関係書類の提出を求め、事業の実施状況並びに経費の支出について調査を行っているとのことである。</p> <p>これらの調査手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>指定管理者の手法については、今後、総務部で検討の上標準化される内容（最低限実施すべき手順等）を踏まえ、三重県上野森林公園での事業内容や特色等を加味したモニタリング手順書等を作成します。</p>	<p>環境森林部 伊賀森林組合</p>

1 1. 審議会等の審議状況（平成21年11月25日～平成22年2月15日）

（環境森林部）

1 三重県森林審議会

1 審議会等の名称	森林審議会森林保全部会
2 開催年月日	平成21年12月14日及び22日
3 委員	部会長 松村直人 委員 松村直人 ほか6名
4 諮問事項	南伊勢町と大紀町にまたがる石灰岩の採掘に係る林地開発許可申請
5 調査審議結果	事業者による南伊勢町と大紀町にまたがる林地開発許可申請に関しては、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の基準を満たしていると考え、許可をしてもやむを得ないものと認められた。 ただし、事業の実施にあたり、許可どおり適正に実施されるよう、三重県において申請者を十分に指導監督する旨、意見があった。
6 備考	

2 三重県森林審議会

1 審議会等の名称	森林審議会
2 開催年月日	平成21年12月22日
3 委員	会長 松村 直人 委員 青木 民夫 他7名
4 諮問事項	1 北伊勢森林計画の変更について 2 南伊勢森林計画の変更について 3 伊賀地域森林計画の変更について 4 尾鷲熊野地域森林計画の変更について
5 調査審議結果	各地域森林計画の変更案について、原案を適当と認められた。
6 備考	

3 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	平成22年1月21日（平成21年度第2回）
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 中嶋 寛 委員 粟屋 かよ子 他16名
4 諮問事項	(1) 三重県環境基本計画について (2) 三重県廃棄物処理計画について (3) 三重県地球温暖化対策実行計画について
5 調査審議結果	三重県環境基本計画、三重県廃棄物処理計画及び三重県地球温暖化対策実行計画について、それぞれ部会を設置し、調査検討を進めていくことになった。
6 備考	

4 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 環境基本計画部会
2 開催年月日	平成22年2月8日
3 委員	部会長 井村 秀文 部会長代理 太田 清久 委員 青木 民夫 他5名
4 諮問事項	三重県環境基本計画について
5 調査審議結果	・ 三重県環境基本計画の概要について ・ 計画案の検討の方向について 等について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

5 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	平成22年2月8日
3 委員	部会長 竹内 恒夫 部会長代理 加藤 征三 委員 井上 吉一 他6名
4 諮問事項	三重県廃棄物処理計画について
5 調査審議結果	・三重県廃棄物処理計画の概要について ・計画案の検討の方向について 等について審議し、意見等をいただいた。
6 備考	

6 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成21年11月30日（平成21年度第3回）
3 委員	会長 高橋正博 副会長 芹沢俊介 委員 武本委員 他12名
4 諮問事項	「三重中央会開発株式会社 エネルギープラザ」建設事業環境影響評価準備書
5 調査審議結果	事業者から事業の説明を受けて、環境影響評価の審議を行った。 小委員会を設置し、継続審議することになった。
6 備考	

7 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	平成21年12月25日
3 委員	委員長 高橋正博 委員 武本委員 他5名
4 諮問事項	「三重中央会開発株式会社 エネルギープラザ」建設事業環境影響評価準備書
5 調査審議結果	事業者から説明を受けながら、事業計画地及び周辺環境の状況について調査をした。
6 備考	

8 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成22年1月15日
3 委員	会長 高橋正博 委員 武本委員 他10名
4 諮問事項	津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価方法書
5 調査審議結果	事業者から事業の説明を受けて環境影響評価の審議を行った。 今後、委員会調査審議結果（答申）をとりまとめることになった。
6 備考	答申日（2月12日）

9 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	平成22年1月28日
3 委員	委員長 高橋正博 委員 武本委員 他6名
4 諮問事項	「三重中央会開発株式会社 エネルギープラザ」建設事業環境影響評価準備書
5 調査審議結果	事業者から事業の説明を受けて環境影響評価の審議を行った。 今後、小委員会調査審議結果をとりまとめることになった。
6 備考	答申日（3月9日）